



軽自動車税の減免

◆問合せ 島本町役場 税務課（☎：０７５－９６２－５４１３）

１ 身体障害者等に対する軽自動車税（種別割）の減免

一定の要件に該当する身体障害者、戦傷病者、知的障害者及び精神障害者の方（以下「身体障害者等」といいます。）が日常生活を営むうえで不可欠な軽自動車等について、軽自動車税（種別割）の減免を受けることができます。

○ 軽自動車税（種別割）が減免される身体障害者等の障害の程度

障害の区分	障害の級別及び程度	
	軽度以外の障害	軽度の障害
下肢不自由	１級～３級	４級～６級
体幹不自由	１級～３級	４級～６級
上肢不自由	１級～３級	４級～６級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	１級～４級	５級・６級
視覚障害	１級～４級	５級・６級
聴覚障害	２級～４級	６級
平衡機能障害	３級	５級
音声機能障害（喉頭摘出による場合に限る。）	３級	４級
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸若しくは小腸の機能障害	１級・３級	４級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	１級～３級	４級
肝臓の機能障害	１級～３級	４級
知的障害者	全知的障害者 ※障害の程度は軽度以外の障害として取り扱います	
精神障害者	・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和２５年政令第１５５号）第６条第３項に定める１級の精神障害の状態にあるもの ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成１８年政令第１０号）第１条の２第３号に規定する精神通院医療を受けている精神障害者で、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和３４年政令第１８４号）別表に定める１級の障害の状態と同程度の状態にあるもの ※障害の程度は軽度以外の障害として取り扱います。 ※２級・３級の方は対象となりません。	

○ 減免を受けることができる要件

所有者	運転者	障害の程度	使用目的
本人	本人	問いません	問いません
	生計を一にする方	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
	常時介護者	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
生計を一にする方	本人	軽度以外の障害	問いません
	生計を一にする方	軽度以外の障害	身体障害者等のための利用
		軽度の障害（18歳未満）	

※ 減免の適用を受けることができるのは、1人の身体障害者等について普通自動車や原付バイクを含めて1台に限ります。

※ 常時介護者とは、身体障害者等のみで構成された世帯の身体障害者等を常時介護する方のことをいいます。

○ 申請窓口

島本町役場 税務課の窓口で申請してください。

○ 申請期限

納税通知書が届いてから納期限前7日まで

※毎年申請が必要です。

○ 提出書類

- ・軽自動車税（種別割）減免申請書
 - ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等の写し
 - ・運転者の運転免許証の写し※
 - ・個人番号カード又は個人番号通知カードの写し※
- ※直接窓口で提出される場合は、提示のみで構いません。

2 改造車、生活保護受給者の所有する車両、災害を受けた時の軽自動車（種別割）の減免

一定の要件に該当する場合、軽自動車（種別割）の減免を受けられる場合があります。詳細については島本町役場 税務課までお問い合わせください。

